

◎佐賀県条例第14号

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例

佐賀県安心こども基金条例（平成21年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 略</u> <u>（この条例の失効）</u> <u>2 この条例は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。